

仙台市結婚新生活支援補助金 Q & A

～ 目 次 ～

1. 申請方法について (P. 3)

[Q①](#) 毎月支払いをしている賃料（家賃）等はいつ申請することができますか？

[Q②](#) 本人または配偶者ではない者が代理で申請することはできますか？

2. 申請書類について (P. 3)

[Q①](#) 源泉徴収票を課税（所得）証明書の代わりにすることはできますか？

[Q②](#) 前年は所得がありませんでしたが、課税（所得）証明書を提出する必要がありますか？

[Q③](#) 奨学金の返済額が確認できる書類とはどのようなものですか？

[Q④](#) 費用の支払いを証明する領収書にはどのような項目が記載されている必要がありますか？

[Q⑤](#) 賃料（家賃）は毎月金融機関口座から振替（または金融機関振込）で支払っていますが、領収書を添付する必要がありますか？

[Q⑥](#) 賃料（家賃）を毎月クレジットカードで支払っていますが、領収書を添付する必要がありますか？

3. 対象となる要件について (P. 4)

[Q①](#) 結婚の予定は決まりましたが婚姻届をまだ提出していません。補助金の申請をすることはできますか？

[Q②](#) 所得はどのように計算するのですか？

[Q③](#) どの程度の給与収入であれば500万円の所得になりますか？

[Q④](#) 所得から控除できる奨学金について、控除の対象になるのはいつまでに支払った額ですか？

[Q⑤](#) 1月1日時点で海外に居住していた等の理由により、日本国内で課税されておらず、課税（所得）証明書が取得できない場合はどうすればよいですか？

[Q⑥](#) 夫婦の双方または一方が日本国籍を有しない世帯は対象になりますか？

[Q⑦](#) 再婚の場合は対象になりますか？

[Q⑧](#) 子どもがいる場合は対象になりますか？

[Q⑨](#) 生活保護を受給している場合は対象になりますか？

[Q⑩](#) 公営住宅や地域優良賃貸住宅の入居者も本補助金の対象になりますか？

4. 対象となる費用について (P.5)

- Q① 婚姻前の住宅購入は対象になりますか？
- Q② 婚姻前のリフォームは対象になりますか？
- Q③ 婚姻後に単身赴任などで別居する場合に生じる賃料（家賃）等は対象になりますか？
- Q④ 親族の家（実家等）に引っ越して同居する場合の引越費用は対象になりますか？
- Q⑤ 新しく購入・賃借した住宅に親族（親など）と同居する場合の費用は対象になりますか？
- Q⑥ 親族が保有する物件を賃借または取得した場合は対象になりますか？
- Q⑦ 賃料（家賃）について、会社から住宅手当の支給を受けていますが、対象になりますか？
- Q⑧ 賃貸借契約書に敷金に係る記載はないものの、敷金の支払いを裏付ける領収書が発行されている場合、その支払いは敷金として対象になりますか？
- Q⑨ 対象となる引越費用はどのようなものですか？
- Q⑩ 婚姻前に引っ越しをしていた場合にその引越費用は対象になりますか？
- Q⑪ 引越費用について、会社から引越手当等の支給を受けていますが、対象になりますか？
- Q⑫ 住宅に係る他の補助制度を受けていますが、仙台市結婚新生活支援補助金と併用できますか？
- Q⑬ 契約名義人が夫婦の親であり、夫婦が親に賃貸借費用や住宅取得費用相当分を支払っている場合や、夫婦のいずれかの名義の口座から賃貸借費用や住宅取得費用相当分が引き落とされている場合は、対象になりますか？
- Q⑭ 勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件や勤務先が所有する社宅に入居し、勤務先に対し賃料（家賃）相当額を支払いしている場合は対象になりますか？
- Q⑮ 月々の賃料（家賃）に駐車場代が含まれている場合、駐車場代は補助の対象になりますか？
- Q⑯ 住宅が建築中である等の理由で申請をする住宅に夫婦の住民票を置いていない場合、申請することはできますか？
- Q⑰ 住宅のリフォーム費用はどのようなものが対象になりますか？
- Q⑱ リフォームを行う住宅は夫婦が所有するものである必要はありますか？
- Q⑲ 賃貸物件のリフォーム費用は対象になりますか？
- Q⑳ 住宅取得費用やリフォーム費用について、金融機関へのローン払いをしている場合、対象になりますか？
- Q㉑ 住宅取得の際、建物と土地を一体のものとして購入（建売分譲住宅等）し、代金を区分することができない場合の取扱いは、費用をどのように計上すればよいですか？

1. 申請方法について

Q① 毎月支払いをしている賃料（家賃）等はいつ申請することができますか？

A① 毎月支払う賃料（家賃）や共益費は3か月分が補助対象の上限です。申請は申請する費用の支払いが終わった後に行ってください。なお、複数回に分割して申請することはできません。

Q② 本人または配偶者ではない者が代理で申請することはできますか？

A② 代理による申請はできません。申請は本人または配偶者のどちらかが行ってください。

2. 申請書類について

Q① 源泉徴収票を課税（所得）証明書の代わりにすることはできますか？

A① 源泉徴収票で申請することはできません。必ず自治体が発行する課税（所得）証明書または非課税証明書を提出してください。

Q② 前年は所得がありませんでしたが、課税（所得）証明書を提出する必要がありますか？

A② 非課税の方は非課税証明書を提出してください。なお、未申告の場合は申告が必要です。

Q③ 奨学金の返済額が確認できる書類とはどのようなものですか？

A③ 奨学金返還証明書をご提出ください。返済先が証明書を発行しない場合は通帳の写しや銀行振り込み明細の写し等、支払日、支払者、支払額、支払先が確認できるものを提出してください。

Q④ 費用の支払いを証明する領収書にはどのような項目が記載されている必要がありますか？

A④ 領収書には、支払者の氏名、支払先、金額、支払いの内容、支払日の記載が必要です。

Q⑤ 賃料（家賃）は毎月金融機関口座から振替（または金融機関振込）で支払っていますが、領収書を添付する必要がありますか？

A⑤ 金融機関の口座振替や振込による支払いの場合であっても、必ず大家・不動産会社・保証会社等に領収書の発行を依頼してください。原則として通帳の写しや振込明細書は領収書の代わりにできません。なお、保証会社が発行する領収書を添付する際は賃貸借契約書に保証会社への支払いをする旨の記載がある場合を除き、保証契約書の写し等の保証会社へ家賃を支払うことを証する書類を添付してください。

**Q⑥ 賃料（家賃）を毎月クレジットカードで支払っていますが、領収書を添付する
必要がありますか？**

A⑥ 原則として領収書を添付してください。なお、クレジットカード会社から領収書が発行されない場合は下記を確認できるカード利用明細書を添付してください。

- ・支払者氏名
- ・金額
- ・支払いの内容または支払先の名称
- ・カード利用日

3. 対象となる要件について

**Q① 結婚の予定は決まりましたが婚姻届をまだ提出していません。補助金の申請を
することはできますか？**

A① 婚姻届の提出・受理前に申請することはできません。

Q② 所得はどのように計算するのですか？

A② 給与を支給されている給与所得者の場合は、令和5年（1月～12月）の給与等の収入から、給与所得控除額を差し引いた額となります。自営業者の場合は、収入金額から必要経費を差し引いた額となります。

Q③ どの程度の給与収入であれば500万円の所得になりますか？

A③ 一人の方の給与収入がおよそ670万円の場合に所得が500万円となります。ただし、あくまでも概算であるため、課税（所得）証明書での確認が必要です。なお、夫婦双方に所得がある場合は、双方の所得を合計します。

Q④ 所得から控除できる奨学金について、控除の対象になるのはいつまでに支払った額ですか？

A④ 令和5年（1月～12月）に返済した奨学金の額が控除の対象です。

Q⑤ 1月1日時点で海外に居住していた等の理由により、日本国内で課税されておらず、課税（所得）証明書が取得できない場合はどうすればよいですか？

A⑤ 住民票の写し等で課税基準日（1月1日）に日本国内に居住していなかった事実を確認し、前年の収入が確認できる資料（給与明細等）により、所得を推計します。

Q⑥ 夫婦の双方または一方が日本国籍を有しない世帯は対象になりますか？

A⑥ 対象になります。

Q⑦ 再婚の場合は対象になりますか？

A⑦ 対象になります。ただし、夫婦の双方または一方がこの制度の補助金を受けたことが無い（他市区町村での申請を含む）場合に限りです。また、補助を受けるために故意に離婚・婚姻した場合は対象になりません。

Q⑧ 子どもがいる場合は対象になりますか？

A⑧ 対象になります。

Q⑨ 生活保護を受給している場合は対象になりますか？

A⑨ 対象になります。ただし、生活保護で生活扶助または住宅扶助等を受給している場合、その部分については補助の対象になりません。

Q⑩ 公営住宅や地域優良賃貸住宅の入居者も本補助金の対象になりますか？

A⑩ 対象になります。ただし、補助金の対象となる費用について、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については補助の対象になりません。

4. 対象となる費用について

Q① 婚姻前の住宅購入は対象になりますか？

A① 対象になります。ただし、婚姻を機とし、婚姻日から起算して1年以内に取得した（引き渡しを受けた）もので、婚姻した年度内に支払いをした費用に限ります。取得日の確認のため、引き渡し証明書等を提出してください。

Q② 婚姻前のリフォームは対象になりますか？

A② 対象になります。ただし、婚姻を機とし、婚姻日から起算して1年以内に実施したものに限りです。契約書等によりリフォームの実施日を確認します。

Q③ 婚姻後に単身赴任などで別居する場合に生じる賃料（家賃）等は対象になりますか？

A③ 対象になります。ただし、主たる生活拠点となっている住宅は、仙台市内に所在する必要がある、当該住宅に係る賃料（家賃）等のみが対象となります。

Q④ 親族の家（実家等）に引っ越して同居する場合の引越費用は対象になりますか？

A④ 対象になります。ただし、申請する引越費用を夫婦のいずれかが支払った場合に限ります。

Q⑤ 新しく購入・賃借した住宅に親族（親など）と同居する場合の費用は対象になりますか？

A⑤ 対象になります。この場合も所得の計算は親族の所得を含めず、夫婦の所得のみで行います。ただし、住宅の購入や賃借の契約名義が、申請する夫婦のいずれかの名義になっており、かつ、費用の支払いを夫婦のいずれかが行っている場合に限りです。

なお、引越費用については、親族が購入・賃借している住宅であっても、夫婦のいずれかが支払っていれば対象になります。

Q⑥ 親族が保有する物件を賃借または取得した場合は対象になりますか？

A⑥ 対象になります。ただし、住宅賃借や住宅取得のための契約書により内容が客観的に確認でき、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要です。

Q⑦ 賃料（家賃）について、会社から住宅手当の支給を受けていますが、対象になりますか？

A⑦ 対象になります。ただし、会社等から支給された住宅手当を補助対象費用から控除します。夫婦それぞれが支給を受けている場合はそれぞれの支給額を合算して控除します。

Q⑧ 賃貸借契約書に敷金に係る記載はないものの、敷金の支払いを裏付ける領収書が発行されている場合、その支払いは敷金として対象になりますか？

A⑧ 対象になります。なお、申請する敷金が領収書に記載されている内容と同一であることと、賃貸借契約書に記載されている住宅の敷金であることを確認します。

Q⑨ 対象となる引越費用はどのようなものですか？

A⑨ 婚姻に伴う引越費用のうち、引越業者や運送業者（運輸局の許可を受けた運送業者）へ支払った実費が対象になります。不用品の処分費用や自らレンタカーを借りる、友人に頼んで謝礼を渡す等して引っ越した場合にかかった費用は対象になりません。

Q⑩ 婚姻前に引っ越しをしていた場合にその引越費用は対象になりますか？

A⑩ 対象になります。ただし、婚姻を機とした引っ越しである場合に限りです。

Q⑪ 引越費用について、会社から引越手当等の支給を受けていますが、対象になりますか？

A⑪ 対象になります。ただし、会社等から支給された引越費用等を補助対象費用から控除します。夫婦それぞれが支給を受けている場合はそれぞれの支給額を合算して控除します。

Q⑫ 住宅に係る他の補助制度を受けていますが、仙台市結婚新生活支援補助金と併用できますか？

A⑫ 下記の補助制度を受けている場合は併用できません。また、仙台市結婚新生活支援補助金の申請後に下記制度へ申請する場合も併用できません。ただし、住宅のリフォームについては、請負工事契約が別かつ工期が別である場合は、併用可能です。

- ・ こどもみらい住宅支援事業
- ・ 地域型住宅グリーン事業
- ・ ネット・ゼロ・エネルギーハウス実証事業
- ・ 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業
- ・ こどもエコすまい支援事業
- ・ 長期優良住宅化リフォーム推進事業
- ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・ 次世代省エネ建材支援事業
- ・ 既存住宅における断熱リフォーム支援事業
- ・ 住宅エコリフォーム推進事業
- ・ 住宅・建築物省エネ改修推進事業
- ・ 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金
- ・ 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業

また、下記制度を申請する場合、仙台市結婚新生活支援補助金の申請に制限がかかります。なお、仙台市結婚新生活支援補助金の申請に制限がかからない場合であっても、下記制度の申請可否については各制度の担当窓口にて別途確認してください。

- ・ 仙台市若年・子育て世帯住み替え支援事業を申請する場合
→仙台市結婚新生活支援補助金では住宅の取得費用を申請できない
 - ・ せんだい健幸省エネ住宅補助金（新築向け）
→仙台市結婚新生活支援補助金では住宅の取得費用を申請できない
 - ・ 仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金
→仙台市結婚新生活支援補助金では住宅のリフォーム費用を申請できない
- ここに記載のない補助金を申請している場合は個別の確認が必要ですので、お問い合わせください。

Q⑬ 契約名義人が夫婦の親であり、夫婦が親に賃貸借費用や住宅取得費用相当分を支払っている場合や、夫婦のいずれかの名義の口座から賃貸借費用や住宅取得費用相当分が引き落とされている場合は、対象になりますか？

A⑬ いずれの場合も対象になりません。

Q⑭ 勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件や勤務先が所有する社宅に入居し、勤務先に対し賃料（家賃）相当額を支払いしている場合は対象になりますか？

A⑭ 対象になります。賃借人が勤務先であることと、勤務先に対し家賃相当額の支払いをしていることを確認するため、下記の書類を提出してください。

○賃借人が勤務先であることの確認書類

・社宅使用契約書、入居決定通知書等。このような書類が無い場合は社宅使用申込書

○勤務先に対し支払いをしていることの確認書類

・給与明細書等

Q⑮ 月々の賃料（家賃）に駐車場代が含まれている場合、駐車場代は補助の対象になりますか？

A⑮ 原則、補助の対象になりません。ただし、賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けをできない場合は補助の対象になります。契約書等により駐車場相当額が確認できる場合は月々の賃料（家賃）から当該金額を控除した金額が補助の対象になります。

Q⑯ 住宅が建築中である等の理由で申請をする住宅に夫婦の住民票を置いていない場合、申請することはできますか？

A⑯ 申請できません。申請するためには、当該住宅を取得済であり、かつ住民票を当該住所に置く必要があります。

Q⑰ 住宅のリフォーム費用はどのようなものが対象になりますか？

A⑰ 婚姻を契機とした住宅のリフォームであり、住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用が対象になります。ただし、次の費用については対象になりません。

・倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用

・エアコン、洗濯機等の家電の購入費用や設置費用

Q⑱ リフォームを行う住宅は夫婦が所有するものである必要はありますか？

A⑱ 夫婦が所有するものである必要はありません。ただし、夫婦の双方または一方の住民票の住所がリフォームを行う住宅の住所となっており、夫婦のいずれかがリフォーム工事の契約をし、夫婦のいずれかが費用を支払っている必要があります。

Q⑲ 賃貸物件のリフォーム費用は対象になりますか？

A⑲ 対象になります。ただし、賃貸借契約により本来貸主がすべき修繕費用ではないことを確認します。

Q⑳ 住宅取得費用やリフォーム費用について、金融機関へのローン払いをしている場合、対象になりますか？

A⑳ 対象になります。ただし、ローン契約に基づく支払いに限ります。

Q㉑ 住宅取得の際、建物と土地を一体のものとして購入（建売分譲住宅等）し、代金を区分することができない場合の取扱いは、費用をどのように計上すればよいですか？

A㉑ 不動産の登記において、建物、土地それぞれ取得価格を登録しているため、建物に係る代金と土地に係る代金は区分することができます。売主等に確認し、建物代のみを補助対象費用としてください。